

23 間接国税犯則事件

23-1 検挙及び処理状況

	酒					税		揮 発 油 税			地 方 道 路 税
	免 許 者		非 免 許 者	小 計	犯 則 者 が 判 明 し ない の 計	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計		
	酒 類 等 製 造 者	酒 類 販 売 業 者									
要件 処 理 数	前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処 理 済 件 数	検 挙	-	外2	外1	外3	-	外3	-	-	-	-
	通 告 処 分	-	外2	外1	外3	-	外3	-	-	-	-
	告 発	収 税 官 吏	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不 問 処 分	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-
	通 知 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 告 発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
犯 則 に 係 る 税 額 (千 円)	-	-	8	8	-	8	-	-	-	-	
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額 (千 円)	-	外120 400	外27 121	外147 521	-	外147 521	-	-	-	-	

調査対象等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における間接国税に係る犯則事件について掲げた。
 (注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 用語の説明：1 通告処分とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付すべき旨を通告したものをいう。
 2 通知処分とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通告したものをいう。
 3 不問処分とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通告処分又は告発を行わなかったものをいう。
 4 収税官吏とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押等を行うことができる国税職員をいう。

23-2 通告処分及び履行状況

	酒					税		揮 発 油 税		
	免 許 者		非免許者	計	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計		
	酒 類 等 製 造 者	酒 類 販 売 業 者								
要 履 行 件 数	前年度からの繰越履行未済	-	-	-	-	-	-	-	-	
履 行 等 件 数	通 告 処 分	-	外2	外1	外3	-	-	-	-	
	計	-	外2	外1	外3	-	-	-	-	
	通 告 不 履 行 に よ る 告 発	-	-	-	-	-	-	-	-	
履 行 等 件 数	通 告 後 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	-	
	通 告 履 行	-	外2	外1	外3	-	-	-	-	
	計	-	外2	外1	外3	-	-	-	-	
本 年 度 未 履 行 未 済 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
通 告 履 行 罰 科 金 相 当 額 (千 円)	-	外120 400	外27 121	外147 521	-	-	-	-	-	

調査対象等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における間接国税に係る犯則事件について掲げた。
 (注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 用語の説明：通告不履行とは、通告処分を履行しなかったものをいう。

